

東京都地域医療構想推進事業（開設準備経費支援）の概要

1 目的

地域医療構想に基づく病棟又は病室の整備を行うにあたり、必要な経費の一部を補助することにより、都における病床機能の分化及び連携を推進し、もって都民医療の向上を図ることを目的とします。

2 補助対象者

都内の病院及び診療所の開設者で、知事が適当と認める者です。

ただし、国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体、地方独立行政法人及び特定地方独立行政法人は除きます。

3 補助対象経費

知事が別に定める医療機能の施設基準を満たす病棟又は病室の整備を行うにあたり必要な経費のうち、開設前6か月に発生する以下の経費です。（但し、社会通念上適当と認められない経費を除きます。）

- ア 整備する病棟又は病室に配置する看護職員（看護師、准看護師、看護助手）の訓練期間中の人件費
- イ 整備する病棟又は病室で勤務させる職員の募集に係る経費（人件費を除く）
- ウ 整備する病棟又は病室の普及啓発に係る経費（人件費を除く）

※ 但し、令和9年度交付分については令和9年度中に発生する経費とします。

※ 対象を回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟（病床）及び地域包括医療病棟の開設による経費とします。

4 補助金額の算出方法

まず、下記の基準額と、対象経費の実支出額を比較します。その少ない方の額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較し、さらにその少ない方の額を選びます。その額に、補助率を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）が補助額となります。

なお、開設前6か月の期間が年度をまたぐ場合には、3月までに発生する経費を令和9年度分として、4月以降に発生する経費を令和10年度分として交付します。

この場合の2年度目においては、上記の基準額の代わりに、下記の基準額から前年度の選定額を引いた額を適用します。

[基準額] 627千円 × 補助対象区域の病床数
(ただし、補助対象となる病棟、病床の整備に係る広報を実施する場合、
上記の額に2,000千円を加算した額を基準額とします。)

[補助率] 3/4

5 留意事項

- (1) 補助の対象となる病棟の開設が令和10年度である場合でも、開設前6か月の期間が令和9年度に含まれる部分については、令和9年度の事業対象となります。
- (2) この事業概要は、現時点における令和9年度事業に関するものです。令和9年度以降に内容（補助条件、単価、補助率等）を変更する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
詳細な補助条件及びスケジュール等については、下記担当にご確認ください。
※令和8年度から継続して本補助金の活用を予定している場合も関係書類を御提出ください。
- (3) 年度をまたぐ場合でも、翌年度分への意向調査への回答は必須となります。

東京都保健医療局医療政策部医療政策課地域医療対策担当
電話：(03)5320-4417（直通）